

## 第6次加西市総合計画後期計画等策定支援業務 プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本業務は、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する事業者による支援を得て、後期の総合計画を策定することを目的とし、総合計画後期計画の策定と整合を図りながら地域創生戦略についての見直しを包含するものである。

本業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 第6次加西市総合計画後期計画等策定支援業務
- (2) 目的 別紙「第6次加西市総合計画後期計画等策定支援業務 委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務内容 令和3年3月に策定した第6次総合計画を見直し、後期基本計画を策定するとともに、地域創生戦略を改定する。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 3 提案上限額（予算額）

8,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳	令和6年度	3,000,000 円
	令和7年度	5,900,000 円

### 4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者は、指定期日までに市へ参加表明書の提出を行った場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) プロポーザル参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のためのヒアリング審査を受けるものとする。ただし、参加者が多数となった場合は、企画提案書等の提出後、第1次審査のうえ第2次審査（ヒアリング審査）を受ける者を限定することがある。
- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「11 日程及び提出書類等」のとおりとする。

### 5 参加者の資格要件

番号	要件	提出書類
1	過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日までに完了した業務）において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。	業務実績調書（別記様式1） ※実績を証明する契約書等の写し
2	本業務の主担当者として、1年以上の雇用関係があり、過去5年以内に本業務と同種又は類似業務を主担当者として業務を行ったものを配置できること。なお、企画提案書に定める業務実施体制に記載した配置予定の業務主担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由が生じた場合には、同等以上の能力を有する者であると書面により申し出た上で、発注者の了解を得て変更することができる。	配置予定資格者調書（別記様式2） ※資格者証、雇用関係を証する公的機関の証明書の写し
3	加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 登録されていない場合は、契約日までに入札参加資格者名簿に登載すること。	入札参加資格者名簿についての誓約書（別記様式3） 所定の期日までに名簿に登録することの誓約する文書（別記様式3）
4	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	参加資格についての誓約書（別記様式4）
5	加西市工事請負契約に係る指名停止の措置要領（平成6年加西市訓令第23号）に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。	参加資格についての誓約書（別記様式4）
6	加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと	暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式5）
7	市税の納付状況	市税納税証明書（別記様式6） ※市内業者のみ
8	消費税及び地方消費税の納付状況	納税証明書 ※税務署の発行するもの

## 6 質疑・回答

### (1) 質問書の提出

- ア 提出書類 質問書（様式3）
- イ 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで
- ウ 提出場所 加西市政策部政策課
- エ 提出方法 電子メール

※ メールの件名は「第6次加西市総合計画後期計画等策定支援業務委託に係るプロポーザルの問い合わせに

ついて（会社名）」とすること。また、必ず電話による受信確認を行うこと。

## (2) 回答

質問に対する回答は、質問者には速やかに回答する。また、令和 6 年 5 月 14 日（火）までに、参加表明者全員へ全ての回答をメールにて送付する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

## 7 参加表明書・参加辞退届の提出について

### (1) 参加の意思表示

- ア 提出書類 参加表明書（様式 1）
- イ 提出期限 令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時まで
- ウ 提出場所 加西市政策部政策課
- エ 提出方法 政策課窓口へ持参又は書留郵便、電子メールでの提出とする。

※ 郵送及び電子メールによる提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

### (2) 参加を辞退する場合

「参加表明書」（様式 1）を提出したのち、提案書を提出しないものは「参加辞退届」（様式 2）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、令和 6 年 5 月 17 日（金）午後 5 時までに上記提出先に持参または郵送で提出すること。

## 8 企画提案について

### (1) 提出書類（参加資格審査及び企画提案）

(企画提案)			
ア 企画提案書提出届	様式 4	1 部	
イ 企画提案書	任意様式	10 部	正 1 部（押印） ※持参郵送の場合は、副 9 部（押印不要）を合わせて提出してください。
ウ 見積書			1 部
(参加資格審査)			
エ 業務実績調書	別記様式 1	1 部	
オ 配置予定資格者調書	別記様式 2	1 部	
カ 入札参加資格者名簿についての誓約書	別記様式 3	1 部	
キ 参加資格についての誓約書	別記様式 4	1 部	
ク 暴力団排除条例に関する誓約書	別記様式 5	1 部	
ケ 市税納税証明書	別記様式 6	1 部	
コ 納税証明書	税務署の発行する様式に倣う	1 部	

## (2) 提出方法など

ア 提出先	加西市政策部政策課
イ 提出方法	下記のいずれかの方法による ①電子メール 提出期限までに電子データ一式を送信し、提出者が着信確認を必ず行うこと。 ②持参又は郵送（郵便書留に限る）。 持参の場合は休日を除く各日の午前8時30分～午後5時まで、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
ウ 提出期限	令和6年5月20日（月）午後5時まで ※提出期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなす。

## (3) 企画提案書の内容・様式等

別紙仕様書に基づき、以下の項目に沿って、提案を行うこと。なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 会社概要	会社の規模、事業内容等の会社概要含む、従業員人数、会社の特色等	A4判：1枚
イ 業務実績	過去10年間（2014年度以降）の実績を記入すること。	A4判又はA3判：1枚
ウ 業務実施体制	「5 参加者の資格要件」にあるとおり、業務主担当者については、勤務年数・過去の業務実績を特記すること。	A4判又はA3判：1枚
エ 提案内容	別紙仕様書の「5 業務の内容」(1)～(8)の項目ごとに提案を行うこと。	A4判：各1枚（項目ごと）

※ A4判片面印刷、A3判はA4版に織り込み左綴じとする。（表紙、目次、頁番号をつけること。）

※ 図示、着色は自由とする。

## (4) 見積書

別紙仕様書に基づき、下記事項に留意のうえ見積書を提出すること。

ア 見積書の宛名は「加西市長」、業務名は「第6次加西市総合計画後期計画等策定支援業務」とし、正本には事業所名及び代表者名を記入の上、押印すること。

イ 履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。また、見積書記載金額については、本業務の価格（税抜き）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらに合計金額を明記すること。

ウ 見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

## (5) その他

市は、参加表明者の資格要件の適否について審査し、令和6年5月24日（金）までに「参加資格審査結果通知書」（様式5）により通知するものとする。

## 9 審査基準及び審査方法

### (1) 審査基準

別紙「審査評価基準」のとおり

### (2) 審査方法

庁内に「第6次加西市総合計画後期計画等策定支援業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は「審査評価基準」に基づき第1次審査及び第2次審査を実施し、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

### (3) 第1次審査（書類審査）

---

プロポーザル参加者が多数となった場合、企画提案書の内容、実施体制等書類審査し、第2次審査に進む者を選定する。

※ 市は、書類審査し、第2次審査への参加の可否について令和6年5月24日（金）までに通知するものとする。

### (4) 第2次審査（書類・ヒアリング審査）

---

ア 実施日程 令和6年5月29日（水）予定

イ ヒアリング方法

(ア) 1申請者あたりの説明時間は15分以内、質疑応答は15分以内とする。なお、共同企業体によるグループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。

(イ) プレゼンテーションに必要な備品は、参加者が用意すること。ただし、延長コード、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。

(ウ) 参加者の出席者は4名以内とする。

※ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

※ 第2次審査は提出された提案資料を基に行う。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない）

### (5) 決定

---

選考委員会において、審査評点数により契約候補者及び次点者を決定する。

### (6) 審査結果の通知

---

選考委員会の審査の結果は、参加事業者全員に対して、「プロポーザル選定結果通知書」（様式6）により次の事項を通知する。

- ① 選定又は非選定の別
- ② 契約候補者名
- ③ 当該提案者の順位と得点

### (7) その他

---

審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

## 10 契約締結に向けての協議

### (1) 仕様等の確定について

---

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、実施要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

### (2) 契約金額について

---

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記

載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

### (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

## 11 日程及び提出書類等

時期	内容
4月19日（金）～5月20日（月）	実施要領の公告
5月10日（金）午後5時まで	参加表明書の提出期限
5月10日（金）午後5時まで	質問書の提出期限
5月14日（火）予定	質問書の回答（全体）
5月20日（月）午後5時まで	企画提案書等の提出期限
5月22日（水）～	第1次審査
5月24日（金）	第2次審査の案内
5月29日（水）予定	第2次審査・選定委員会の開催
5月31日（金）予定	審査結果の通知

## 12 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

## 13 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 実施要領に定める事項に違反が判明した場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ウ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - エ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

## 14 問い合わせ先

加西市役所政策部政策課（担当：柿本、高橋、谷口）

住 所 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電 話 0790-42-8700

E-mail [seisaku@city.kasai.lg.jp](mailto:seisaku@city.kasai.lg.jp)